

川崎市産業医非常勤嘱託員の任用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条及び川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）の規定に基づき選任する産業医を非常勤の嘱託員（以下「嘱託員」という。）として任用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 嘱託員の職名は、産業医とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 労働安全衛生法に定められる産業医の業務。
- (2) その他第1条の規定を達成するために必要な業務。
- (3) 産業保健に関する助言、指導。

(身分)

第4条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤嘱託員とする。

(定数及び資格)

第5条 嘱託員の定数は10人とし、医師免許及び産業医の資格を有する者とする。

- 2 嘱託員のうち2人は、前項に掲げる資格の他に診療（臨床）経験を有する者とし、第3条に掲げる職務の全部を行う。
- 3 嘱託員のうち8人は、第3条第1号及び第2号の職務を行う。

(任用)

第6条 嘱託員は、人事部長が選考の上、市長が任命する。

- 2 嘱託員の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、原則として、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で局長等が定めるものとする。

(任用の更新)

第7条 嘱託員の任用期間は、勤務成績が良好である場合、4回に限り更新することができる。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、任用期間を満了した嘱託員を再度任用することができる。

(退職)

第8条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき

(解職)

第9条 市長は、任用期間中であっても、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき

(勤務日及び勤務時間等)

第10条 第5条第2項に該当する嘱託員の勤務日は、月8日以内とし、勤務時間は、1週について6時間以内とし、その割振りは別表第1のとおりとする。

2 第5条第3項に該当する嘱託員の勤務日は、月6日以内とし、勤務時間は、1日について休憩時間を除き6時間以内とし、その割振りは別表第1のとおりとする。

3 1日の勤務が6時間の嘱託員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とする。

4 前各項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難いときは、嘱託員の勤務日、勤務時間、その割振り及び休憩時間について、総務企画局長が別に定める。

5 その月の勤務日は、前月末までに所属長が命じるものとする。

(年次有給休暇)

第11条 嘱託員に対して、別表第2に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。

2 4月1日から翌年3月31日までの期間の途中で任用された嘱託員については、その会計年度内における任用期間の月数に応じて別表第3に規定する日数を付与することができる。

3 第7条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(報酬)

第12条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、別表第1のとおりとする。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）第1条第5項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第13条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

（定めのない事項）

第14条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令、川崎市非常勤嘱託員に関する要領の定めるところによる。

（委任）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市健康管理医非常勤嘱託員の任用に関する要綱（26川総職第1461号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第10条、第12条関係）

資格	勤務日数	勤務時間	第1種報酬額
第5条第2項に該当する嘱託員	月8日以内	別途、個別に定める	月額336,000円
第5条第3項に該当する嘱託員	月6日	13:00～16:00	月額234,000円
	月4日	9:00～16:00	月額312,000円
	月3日	9:00～16:00	月額234,000円
	月3日	13:00～16:00	月額117,000円

別表第2（第11条関係）

所定勤務日数		通算する任用期間の年数（継続する任用期間の属する最初の休暇年度から当該年度までの年数をいう。）					
1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年以上
5 日以上	217 日以上	1 1 日	1 2 日	1 4 日	1 6 日	1 8 日	2 0 日
4 日	169 日から 216 日まで	8 日	9 日	1 0 日	1 2 日	1 3 日	1 5 日
3 日	121 日から 168 日まで	6 日	6 日	8 日	9 日	1 0 日	1 1 日
2 日	73 日から 120 日まで	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48 日から 72 日まで	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

別表第 3（第 1 1 条関係）

所定勤務日数		任用期間の月数（任用期間の初日の属する月から任用期間の末日の属する月数をいう。） 前年度と次年度の通算の任用期間の月数が 7 月未満の場合も含む。						
1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月以上
5 日以上	217 日以上	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	1 0 日
4 日	169 日から 216 日まで	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	7 日
3 日	121 日から 168 日まで	—	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	5 日
2 日	73 日から 120 日まで	—	—	1 日	1 日	1 日	2 日	3 日
1 日	48 日から 72 日まで	—	—	—	—	—	1 日	1 日